

## 4 地方事務所の企画調整機能にかかる取組み

県職労は、県行政機構審議会の答申に基づき進められてきた「県出先機関見直し」にあたって、地方事務所の企画調整機能の拡充強化を一貫して追求してきました。

特に研究委員会の報告（資料6）を基本に企画調整にかかる部分として

- ① 出先機関、市町村間の地域振興等のための連絡調整
- ② 市町村等が策定する計画の指導及び調整
- ③ 地域振興に関わる施策と予算、総合計画へ反映させる機能の整備
- ④ 地域振興事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付権限の移管
- ⑤ 雪害、過疎等地域特性問題の対策機能の整備
- ⑥ 県事務所の所掌事務を原則として地方事務所へ移管

の点についての実現をめざし取組みをすすめました。

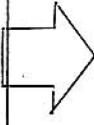
この結果、別紙1のとおりに一部県職労主張をもり込みながら、4月1日から新しい企画調整の機能を地方事務所がもつことになりました。

また、行政連絡協議会設置要綱が別紙2のとおり改正され、県行政の総合調整の実行の核となつて、地域振興等の推進をはかることとなりました。

（別紙1）

### 地方事務所の企画調整機能について

県職労要求	現 状	61・4・1以降
○出先機関、市町村間の連絡調整		<p>〔組織規則の改正〕</p> <p>1. 地方事務所の事務 <u>県行政の総合的な調整</u></p> <p>2. 地方事務所総務課の事務 <u>町村その他の地方公共団体の行財政及び地域振興計画（市を含む）に</u> <u>関すること。</u></p>
○市町村等が策定する計画の指導及び調整		
○地域振興に関する施策を予算、総合計画へ反映	<p>〔事務処理規則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県事務所長に委任する事項</li> </ul> <p>1. 管轄区域内の出先機関の事務の連絡調整</p> <p>2. 地方自治法第245条第4項及び第5項の規定による町村及び町村の</p>	<p>〔事務処理規則〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方事務所長に委任する事項</li> </ul> <p>左記1を削除</p>

県職労要求	現 状	61・4・1 以降
	組合に係る監査並びに助言及び勧告 〔行政連絡協議会〕	〔行政連絡協議会＝設置要綱の改正〕 1. 改正要旨 (1) <u>地域の一体的振興を図るため会長（地方事務所長）の総合調整の明確化</u> (2) <u>地区行政連絡協議会を広域市町村圏単位に置くこととし、ブロック協議会を廃止</u> (3) <u>協議会の運営をより実効あらしめるため、構成員の責務の明確化</u>
自立促進	自立促進	
地域事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付	〔地域事業補助金〕 ○趣旨 うるおいのある地域社会の実現と過疎地域等のを図るため、市町村、一部事務組合又は広域連合が行う地域自立促進事業に要する経費に対し補助	〔地域振興事業補助金〕 ○趣旨  (修正の上、転記)
		〔事務処理規則の改正〕 ○地方事務所長へ委任する事項 <u>地域自立促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付</u>
雪害、過疎等地域特性問題の対策		〔組織規則の改正〕 <u>雪対策推進員の設置（主査または主任をあてる）</u> (1) 任 務 雪対策の推進 (2) 設置所 北安、長野、北信、 地方事務所 ○行政連絡協議会もその機能をもってあたる。

県職労要求	現 状		61・4・1以降
県事務所の所掌事務所を原則として地方事務所へ移管			<p>[組織規則の改正]</p> <p><u>町村その他の地方公共団体の行財政及び地域振興計画(市を含む)に関すること。</u></p>
各種説明会	地方課 → 市、県事対象 県事 → 町村対象	地 方 課 → 全市町村等対象 地方事務所	
自治診断	地方課 → 市の診断 県事 → 町村の診断	◦自己診断(市町村自ら行う)	
職員研修	講師分担により実施	市町村職員研修センター主催の研修の講師を担当(地方課、地方事務所)	
新広域市町村圏計画 地域総合整備事業計画 地域経済活性化計画	広域市町村圏 → 県事 → 地方課	市町村等 → 地 方 課 地方事務所	
市町村計画 辺地総合整備計画	市分 → 地方課 町村分 → 県事 → 地方課		
地域自立促進業補助金	市分 → 地方課 町村分 → 県事 → 地方課	市町村等 → 地方事務所 地 方 課	
市町村振興資金			
地 方 債	過疎債 辺地債 地域総合整備事業債	市分 → 地方課 町村分 → 地方課	<p>市町村等 → 地 方 課 地方事務所</p> <p>[地方事務所総務課の事務]</p> <p>(1) 市町村等からの相談及び指導 (2) ヒアリングを地方課と実施 (3) 決定にあたっての意見 (4) 起債事業実施状況調査</p>

県職労要求	現 状		61・4・1以降
	地 方 債	その他の地方債	市町村分 → 地方課
	地 方 交 付 税	普通交付税 特別交付税	全市町村 → 地方課 〔地方事務所総務課の事務〕 <u>地方課から算定結果等の資料を受け、町村の財政指導上の資料とする。</u>
			市 分 → 地方課 町村分 → 地方課 地方事務所 〔地方事務所総務課の事務〕 <u>(1) ヒアリングを地方課と合同で実施</u> <u>(2) 配分にあたっての意見</u> <u>(3) 町村に係る決定額等の通知</u>
	税 制	一般税制指導 固定資産評価税関係調査	地方課 → 市 分 県 事 → 町村分 地方課 → 市町村 ○地方事務所は、一般税制の一部（財務関係制度等）についての相談指導

## 行政連絡協議会設置要綱の改正

### 〔改正要旨〕

- 1 地域の一体的振興を図るため、会長（地方事務所長）の総合調整機能を明確にしたこと。
- 2 県事務所及び地方事務所の統廃合に伴い、地区行政連絡協議会を広域市町村圏単位に置くこととし、ブロック協議会を廃止したこと。
- 3 協議会の運営をより実効あらしめるため、構成員の責務を明確にしたこと。

### 〔改正点〕

- 1 組織規則を改正し、地方事務所の事務として「県行政の総合調整に関する事務」を加えたので地方事務所長（会長）は、地域の出先機関の中核として総合調整機能を十分発揮し、新たな行政課題、地域の振興策等について積極的に取り組み、地域の一体的振興が図れるよう努められたいこと。
- 2 県事務所の廃止に伴い、市町村計画、広域市町村圏計画等地域振興計画に関する事務を地方事務所に移管したので、これらの地域振興計画の策定にあたって積極的な指導を行うと共に、地域振興等の協議にあたっては、これらの計画との整合性が確保されるよう配慮されたいこと。
- 3 構成員は、常に地域住民のニーズをは握し、相互の情報交換に努めると共に、協議会としても地域住民の意見、要望等をは握する機会を設けるよう配意されたいこと。
- 4 協議会の実効を確保するため要綱第5の2において構成員の責務を明確にしたので留意されたいこと。
- 5 協議会は、少くとも年6回程度開催するよう配意されたいこと。
- 6 総合行政の推進の必要性から構成員に農業改良普及所長及び高速道事務所長を加えたこと。
- 7 本庁においては、必要に応じ協議会の状況をは握するため、その報告を求めることがあること。

### 〔参考〕

## 行政連絡協議会設置要綱

### （設置）

- 第1 地域における県出先機関相互の協力体制を確立し、県行政の総合調整を図るため、行政連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名 称 等)

第2 協議会の名称及びその構成員は別表のとおりとする。

2 協議会の会長は地方事務所長とする。

(会 議)

第3 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を主宰する。

3 会長は、必要に応じ構成員の一部の者による会議を開催することができる。

4 会長は、構成員以外の県の出先機関の長、国的地方行政機関の長~~X~~ 及び市町村長に対して会議に出席を求めることができる。

(部 会)

第4 協議会に専門的事項を調査研究するため、部会を設けることができる。

(会長等の責務)

第5. 会長は、協議会に付議された事項で必要と認めるものについては、速やかに知事に報告しなければならない。

2 構成員は、協議会に付議された事項について、構成員の属する機関の行政運営に反映させるよう努めなければならない。

(庶 務)

第6 協議会の庶務は、地方事務所において行う。

2 本庁における庶務は、総務部地方課において行う。

(補 則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。